

## 群馬県職員措置請求監査結果

### 第1 請求人

### 第2 請求書の提出

平成31年3月26日

なお、請求人に対し、同年4月3日に補正を求め、同月15日に補正が行われた。

### 第3 請求の内容

#### 1 請求の要旨

渋川土木事務所において、渋川市赤城町の土地（以下「本件土地」という。）を利用して、群馬県の建設工事から発生する建設発生土のストック（保管）・払い出しの管理業務の委託が行われた。業務委託によりあるはずの残土（建設発生土）99,039.1㎡は、群馬県の財産であり、管理のずさんさにより、残土量99,039.1㎡のうち約9万㎡（補正により約5万㎡に訂正）が行方不明である。行方不明土量の搬入料金単価は、1,045円/㎡であったことから、失われた県の財産は、約9,400万円（補正により約5,225万円に訂正）に相当し、県に損害が発生していることが明白である。

そもそも、本件土地は、一級河川田之郷川を無許可で埋め立てた場所であり、河川法違反状態の本件土地において、業務委託が行われることが違法である。

よって、群馬県知事大澤正明に対し、次の措置を講じるよう監査委員が勧告することを求める。

- ① 群馬県知事大澤正明は、渋川土木事務所長に対し、残土量に見合う損害の賠償を請求すること。
- ② 群馬県知事大澤正明は、渋川土木事務所に対し、一級河川田之郷川の河川法違反状態を解消せよと命ずること。

#### 2 事実証明書（各事実証明書の表題は、措置請求書等における請求人の記載をそのまま使用した。ただし、陳述実施時に請求人から追加提出された資料は、表題の記載がないため、当監査委員において表題を記載し、事実証明書11及び12として付番した。）

- (1) 事実証明書1 平成24年2月10日付入札公告
- (2) 事実証明書2 渋川土木事務所建設発生土ストックヤード管理運営業務委託に関する協定書
- (3) 事実証明書3 平成30年6月28日付新聞記事
- (4) 事実証明書4 建設発生土ストックヤードの土量管理状況（H30.3月末）
- (5) 事実証明書5 群馬県建設発生土ストックヤード利用要綱
- (6) 事実証明書6 田之郷川（H30.11.27）の現場写真
- (7) 事実証明書7 工事打合せ書
- (8) 事実証明書8 基礎単価表
- (9) 事実証明書9 現場の現況写真（2019年1月撮影）
- (10) 事実証明書10 土量計算（不足分約5万㎡の根拠）
- (11) 事実証明書11 平面図、縦断図及び横断図(1)(2)(3)(4)
- (12) 事実証明書12 Google Earth 地図

#### 3 補正について

本件措置請求について、事実証明書の数値など内容に不明な点があったことから、請求人に対し、平成31年4月3日付けで補正依頼通知を送付し、同月15日に補正書及び追加の事実証明書7から10が提出された。

補正書により、請求人から、行方不明の残土量は、約9万㎡ではなく約5万㎡であり、失われた県の財産は、

約9,400万円ではなく約5,225万円に相当するとの訂正があった。

監査委員が措置請求書に記載された不明部分を確認するために補正を求めることは、適正な監査の実施に当たり必要不可欠な手順であることから、請求人に対し補正依頼通知を送付した日の翌日（同月4日）から補正書が提出された日（同月15日）までの期間については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）第242条第5項に規定する監査を行う期間（60日）の計算から除外した。

#### 第4 請求の受理

本件措置請求は、地自法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、平成31年4月18日に受理を決定した。

#### 第5 監査の実施

##### 1 監査対象事項

建設発生土ストックヤードの行方不明残土量に係る損害賠償請求権の行使等について

##### 2 監査対象機関

北群馬渋川振興局渋川土木事務所（以下「渋川土木事務所」という。）

県土整備部建設企画課（以下「建設企画課」という。）

##### 3 監査委員の交代

本件措置請求が提出された時点における地自法第196条第1項の規定により議員のうちから選任された監査委員は、萩原渉及び水野俊雄であったところ、平成31年4月29日付けで任期満了により退任し、令和元年5月17日付けで中島篤及び安孫子哲が新たに選任された。

##### 4 請求人の陳述及び証拠提出

令和元年5月8日、地自法第242条第6項の規定により、請求人の陳述を聴取した。また、請求人から事実証明書11及び12が追加提出された。

##### 5 監査の実施

令和元年5月15日、監査対象機関に対し、監査委員による対面監査を行った。また、これに先立ち監査委員事務局職員による事務ヒアリングを行った。

#### 第6 監査の結果

##### 1 渋川土木事務所及び建設企画課の主張及び説明

###### (1) 群馬県建設発生土ストックヤード利用要綱（以下「本件利用要綱」という。）について

公共工事から発生する建設発生土の有効利用と適正処理を図り、もって公共事業の円滑な推進と生活環境の保全に資することを目的とし、平成24年5月1日に本件利用要綱を制定した。渋川土木事務所建設発生土ストックヤード（以下「本件ストックヤード」という。）は、本件利用要綱をもとに管理運営を行っていた。

なお、本件ストックヤード用地は、平成22年度に設置された建設発生土対策検討会議で選定されているが、選定時の資料は残っていない。

###### (2) 渋川土木事務所建設発生土ストックヤード管理運営業務委託（以下「本件業務委託」という。）について

###### ア 受託者の決定について

本件ストックヤードを管理運営するに当たり、一般競争入札を実施し、受託者を決定した。

###### イ 建設発生土の受入れについて

建設発生土の受入れは、渋川土木事務所及び同事務所管内市町村（渋川市、吉岡町及び榛東村）の公共工事から発生したもののみである。

###### ウ 搬入及び搬出料金について

本件ストックヤードは、受託者が、建設発生土を搬入する者及び搬出する者の双方から、それぞれ搬入及び搬出に係る料金を徴収し、これによって得られる料金で管理運営に要する全ての費用を賄う形で運用された。

上記の運用形態であるので、県から受託者に対して委託料等が発生するものではなく、また、料金は、県の歳入にならない。

エ 第三者への再委託について

本件業務委託の一部が下請に付され、承諾した。

オ 土量の管理について

土量については、毎月提出される月例報告書で確認した。現地調査は、年4回から年6回実施した。

カ 検査確認について

毎年度終了後60日以内に、業務報告書が提出され、履行状況を検査した。

キ 本件業務委託完了時の原状回復措置について

本件ストックヤード用地は、渋川土木事務所長が土地所有者と土地賃貸借契約を締結し、確保されたものである。本件業務委託完了時は、一部原状回復を行った。本件ストックヤードに残置していた建設発生土は、当該土地所有者了解の上、地ならしして引渡された。

(3) その他

ア 建設発生土（残土）の資産価値について

以下の状況から、建設発生土（残土）そのものに資産価値はないと認められる。

(ア) 平成24年度建設副産物実態調査（国土交通省）の結果から、県の建設発生土搬出量（民間も含む）は、土砂利用量の2.8倍の供給過多になっている。

(イ) 県では、建設発生土の受入地確保に苦慮しており、渋川地区に本件ストックヤードを整備した。

イ 残土量約5万 $\text{m}^3$ が行方不明とする請求人の主張について

本件ストックヤードにおける平成29年度末時点の残土量は、搬入及び搬出の計数上からすると、99,039.1 $\text{m}^3$ と認められるが、同年度末をもって、本件業務委託を完了し、及び本件ストックヤード用地の土地賃貸借契約を終了した。

上記主張の残土量は、平成31年1月に撮影した現場の現況写真（事実証明書9）などにに基づき、請求人が計算した数値である。

したがって、請求人が計算した数値は、本件業務委託完了後及び土地賃貸借契約終了後であるから、把握していない。

2 事実関係の確認

(1) 本件業務委託について

本件業務委託について、一般競争入札を実施し、本件ストックヤードの受託者を決定していることを確認した。業務期間は、平成24年4月1日から平成30年3月31日までであった。落札金額が搬入及び搬出の料金となっていた。当該料金は、搬入料金が1,045円/ $\text{m}^3$ （税抜き）、搬出料金が620円/ $\text{m}^3$ （税抜き）であり、建設発生土の搬入者及び搬出者が受託者に対し、支払うことになっており、県に対しての債権及び債務は生じないことになっていた。

(2) 本件ストックヤードに係る料金について

本件ストックヤードに係る料金は、平成24年度から平成29年度までの基礎単価表（県が発注する土木工事等の積算に用いる単価をまとめた一覧表）に記載されていた。

また、県が発注する際の設計図書等に、本件ストックヤードの搬入料金を処分費等として選択

するよう、指定されていた。

## 第7 監査委員の判断

本件措置請求に関して、監査委員が判断した結果は、次のとおりである。

なお、各判断項目は、請求人の主張に対応させたものである。

### 1 結論

本件措置請求のうち、群馬県知事大澤正明は、渋川土木事務所長に対し、残土量に見合う損害を賠償せよ、との勧告を求めるとする請求については、請求人の主張は理由がないから、これを棄却する。

また、群馬県知事大澤正明は、渋川土木事務所に対し、一級河川田之郷川の河川法違反状態を解消せよと命ぜよ、との勧告を求めるとする請求については、住民監査請求として不適法であるから、これを却下する。

### 2 判断の理由

(1) 群馬県知事大澤正明は、渋川土木事務所長に対し、残土量に見合う損害を賠償せよ、との勧告を求めるとする請求について

請求人は、本件業務委託によりあるはずの99,039.1㎡の残土は、群馬県の財産であり、管理のずさんさにより、相当量の残土が行方不明であることから、県に損害が発生していることが明白であると主張している。

しかしながら、地自法第242条に規定する住民監査請求は、その対象とされる事項につき、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収を怠る事実若しくは財産の管理を怠る事実に限定されている。

そして、最高裁は、住民訴訟が適法といえるためには、当該行為又は怠る事実が当該普通地方公共団体における財産の「財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為」に当たる場合でなければならない（最一小判平成2・4・12民集44巻3号431頁）と判示しているところである。

これをもとに、本件についてみるに、県が建設工事を発注する際の設計図書等に本件ストックヤードの搬入料金を処分費等として計上していることからしても、本件措置請求の当該建設発生土は、財産的価値を有しておらず、そうすると残土の管理行為は、「財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為」には当たらないこととなる。

よって、その余を判断するまでもなく、請求人の本件措置請求は失当であり、群馬県知事大澤正明は、渋川土木事務所長に対し、残土量に見合う損害を賠償せよ、との勧告を求めるとする請求については、これを棄却する。

(2) 群馬県知事大澤正明は、渋川土木事務所に対し、一級河川田之郷川の河川法違反状態を解消せよと命ぜよ、との勧告を求めるとする請求について

請求人は、一級河川田之郷川における無許可で埋め立てられた土地について、河川法違反状態を解消する措置を求めているが、本件措置は、財務会計上の財産管理行為に当たらない。

よって、本件措置請求のうち、群馬県知事大澤正明は、渋川土木事務所に対し、一級河川田之郷川の河川法違反状態を解消せよと命ぜよ、との勧告を求めるとする請求については、これを却下する。

以上